令和5年3月13日

	令和5年3月13日
発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	旧県立鶴岡病院について、アスベストや基礎杭の除去等に係る費用はどうか。
県立病院課長	アスベストについては、建築年度等から相当程度含まれていると見込んでおり、除去費用を最大限に見積もって約5億円を見込んでいる。 建物の基礎杭については、短いもので9m、長いもので20m以上あり、合計で400本程度存在している。解体費の見積りでは、すべての杭を細かく砕く想定で約2.5億円を見込んでいる。サッカー場を整備する場合、管理棟などの建物部分は杭の処理が必要と考えるが、人工芝のコート部分は杭の処理が不要となる可能性もあることから、その場合は解体費用が圧縮されることとなる。
小野委員	鶴岡市との契約内容はどうか。用途として、サッカー場整備についても契約内容に盛り込むのか。
県立病院課長	県と市の予算が可決された後、用途やアスベスト処理等を含めた工事計画を踏まえて契約内容の協議を進めていく。
小野委員	鶴岡市議会の予算特別委員会総務分科会で、病院解体に係る予算が否決されたが、その状況はどうか。また、鶴岡市で予算が可決されなかった場合の対応はどうか。
県立病院課長	総務分科会では、県の負担金を歳入するという面から、予算が否決されたと聞いている。一方で、市民文教分科会では、解体工事に係る歳出の面から審査が行われ、可決されたと聞いている。総務分科会における否決の理由は、説明不足が主な理由と考えており、病院事業局としては、鶴岡市と丁寧に協議をしてきたことから、その協議内容等を丁寧に説明することにより、理解を得られるのではないかと考えている。 また、仮に鶴岡市で予算が認められなかった場合は、来年度、病院事業局の予算を減額補正することも考えられるが、市が議会に丁寧に説明することで、市の補正予算として認められる可能性もあることから、その際、速やかに対応できるよう、病院事業局としては来年度当初予算として計上したいと考えている。
小野委員	鶴岡市議会の状況は、病院事業局に報告されているのか。
県立病院課長	鶴岡市とは、これまでも様々な打ち合わせを行ってきており、市議会の議論に ついても報告を受けている。
小野委員	鶴岡市において過疎債の活用を予定しているとのことだが、間違いないのか。
県立病院課長	鶴岡市と進めてきた協議では、解体費用の総額から県負担額を除いた部分に対して、過疎債を充当すると聞いている。
小野委員	サッカー場の建設が予定されているが、面積的に可能なのか。

発 言 者	発 言 要 旨
県立病院課長	サッカー場及び駐車場等を整備するが、敷地内で十分対応できると聞いている。
渋間副委員長	地方自治法第96条に、財産を適正な対価なくして譲渡する場合は、議会の議決が必要である旨の規定があるが、鶴岡病院の無償譲渡に係る適用はないのか。
県立病院課長	病院事業は地方公営企業法の適用を受け、地方自治法第96条は適用が除外されているため、病院事業管理者の権限で可能である。
小野委員	酒田市の飛島診療所で実施されているオンライン診療の状況はどうか。
医療政策課長	飛島診療所は平成27年から常勤医師が不在となり、現在は看護師が二人だけの体制である。4月から10月までは、医師が日本海総合病院から週2日派遣されており、それ以外の週3日は松山診療所の医師がオンライン診療を行い、11月から3月までは、松山診療所の医師が週4日、オンライン診療を行っている。
小野委員	県が実施しているオンライン診療のモデル事業の状況はどうか。また、年間を 通して実施しているのか。
医療政策課長	令和4年度から、町立真室川病院と釜淵診療所間及び西川町立病院と大井沢診療所間の2か所で実施している。内容としては、診療所において、患者が看護師等から通信機器の操作などの介助を受けながら、病院にいる医師の診療をオンラインで受けるものである。釜淵診療所は昨年9月から、大井沢診療所は昨年10月から開始し、季節に関係なく通年で実施している。
小野委員	今後、モデル事業をどのように進めていくのか。
医療政策課長	令和5年度も継続して実施したいと考えており、今年度の村山地域、最上地域の2か所に加えて、置賜地域で1か所を追加するほか、実施方法についても、今年度の成果を踏まえて改善して取り組みたいと考えている。
伊藤委員	県では、令和5年度に、若手医師のスキルアップを図る事業を予定しているが、 想定人数や事業内容はどうか。また、事業を実施する病院は既に決まっているの か。
医療政策課長	県内の医療機関に在籍する若手医師が、海外で最先端の知識や技術を習得することにより、地域の医療水準の向上と若手医師の県内定着を図ることを目的としており、派遣期間が1週間以上1か月未満の海外視察と、1か月以上の海外研修の二つを予定している。 対象者は、臨床研修を修了後、県内医療機関に1年以上在職し、かつ、40歳未満の医師とし、海外視察の場合は視察後に1年間、海外研修の場合は研修後に研修期間の5倍の期間、当該期間が3年に満たない場合は3年間、県内医療機関に勤務することとしており、令和5年度は視察と研修を合わせて5人分の予算を計上している。 事業を実施する病院は未定であり、今後、各病院に照会し、対象者を決定して

発 言 者	発
	いく。
伊藤委員	医師として、当事業に対する医療統括監の所見はどうか。
医療統括監	当事業の背景には、臨床研修先として臨床研修医から選ばれるマッチング率について、県内の病院が全国の中でも下位であることがある。臨床研修後に、海外視察等を行える可能性があることで、県内の病院を臨床研修先として選択するきっかけになるのではないかと考えている。また、国内での視察・研修は、県内でも既に取り組んでいる病院があることから、今回は、海外での視察・研修に絞った事業としている。
伊藤委員	現場である病院事業局の所感はどうか。
病院事業管理者	病院事業局としても医師確保に資する有意義な制度と考えている。新庄病院の 改築により、臨床研修先としての人気が高まることが考えられるため、相乗効果 により医師確保が実現されることを期待している。
伊藤委員	放課後児童クラブに入所できなかったとの報道があるが、県内の放課後児童クラブや放課後子ども教室の状況はどうか。
子ども保育支援課長	県内の放課後児童クラブは、令和4年5月1日時点で34市町村が実施し、344クラブあり、昼間に保護者が就労等で不在の小学生が利用している。また、放課後子ども教室は、文部科学省が実施しており、地域の退職教員等がボランティアで体験活動や学習活動を行っているものであり、開催日は各教室によって様々である。
伊藤委員	放課後児童クラブのスタッフは資格が必要なのか。また、報酬はどうか。
子ども保育支援課 長	放課後児童クラブには、認定資格研修を受けた放課後児童支援員を1施設あたり2名配置する必要がある。報酬は各施設が独自に定めるが、令和4年2月から国が行っている処遇改善措置や経験年数や研修の受講歴等に応じた処遇改善事業により、処遇改善が図られている。
伊藤委員	県内で特別養護老人ホームに入所できる方はどの程度いるのか。
高齢者支援課長	特別養護老人ホームへの入所申込状況は、令和4年4月1日時点の実人数で4,812名、そのうち、原則入所が認められる要介護3以上の方が3,966名であり、申込みの82.4%である。
伊藤委員	女性も含めて人が活躍する社会を目指すにあたって、家庭内に介護が必要な方がいると、思うように働けないと考えるが、県はどのように取り組んでいくのか。
高齢者支援課長	平成24年度から29年度の期間を対象とした就業構造基本調査では、離職の理由 が介護・看護のためである方が3,500人で、離職者全体の2.3%であり、単純平均 では、年間で約700人が離職している状況にある。また、離職者の7割以上が女

発 言 者	発
	性であり、就労形態や収入が要因との分析もあるが、介護に係る負担を分担できていない点が問題と考えている。介護については、施設から在宅へという流れや被介護者本人の希望もあるが、まずは、介護が必要になった場合の対応を、介護が必要になる前から、どのような介護を受けたいか、したいか、できるのか、家族で備えておくことが重要と考える。 県としては、在宅を希望する方には、事業者の在宅サービス等を活用できるよう取り組むとともに、市町村や事業者と協力し、将来の動向を見据えながら、サービスの種類や規模を精査しながら環境整備を進めていきたい。
渋間副委員長	今定例会に提案されている「山形県脱炭素社会づくり条例」に係るパブリック コメントの反映状況はどうか。
環境企画課長	12月21日から1月20日まで実施し、9件の意見があった。一例として、「森林について、温室効果ガスの吸収源としてだけでなく、エネルギーの供給源としても位置付けてはどうか」という意見があり、第9条において「地域の自然的・社会的条件に適した再生可能エネルギーを積極的に利用するよう努める」という条文として反映した。
渋間副委員長	食品ロスの削減に向けたテイクアウトボックスの取組みに係る参加店舗数等の進捗状況はどうか。
循環型社会推進課長	令和3年度から実証実験を開始し、もったいない山形協力店のうち希望する28 店舗に活用してもらった。4年度は、参加店舗の意見を踏まえ、ボックスの形状を変更するとともに、小さいボックスを追加して実施し、72店舗に配布した。参加店舗からは、「サイズがちょうどいい」、「ポスターやボックス等に注意事項を記載することで理解が得られやすかった」等の意見があったほか、廃棄物の発生抑制に概ね効果があったとの評価を受けている。 5年度は、県のホームページでボックスの仕様や啓発ポスター、チラシ等を公開しながら、引き続き啓発を図っていきたい。
渋間副委員長	- 県内4地域別の内訳はどうか。 
循環型社会推進課 長	村山地域が約半数、最上地域が10店舗未満、置賜地域と庄内地域がそれぞれ2割程度である。
渋間副委員長	最近は、廃食油を活用した航空燃料のSAF(持続可能な航空燃料)に注目が 集まっているが、県内の廃食油の利用状況はどうか。
循環型社会推進課長	県内14市町村で回収を行っており、集められた廃食油は、県内の4社が買い取り、石鹸や畜産飼料等の原料として活用されている。 SAFへの活用については、事業者から、現在の収集量では既存の用途で消費されてしまう、また、SAFの生産基地が東北になく、輸送コスト等の面で競争力がないといった課題があると聞いている。
渋間副委員長	家庭からも回収するなど、量を確保することにより、ビジネスチャンスとなる

発言者	発 言 要 旨
	のではないか。
	V) C(13/3/ 1/15
循環型社会推進課 長	SAFへの活用は、県内事業者にも大きなビジネスチャンスであることから、まずは動向を注視し、回収事業者や排出事業者、市町村等と課題共有を図りながら、今後、どのような取り組みが可能が研究していきたい。
渋間副委員長	就労継続支援B型事業所に仕事を発注する企業に対してインセンティブを設け、発注企業の数が増えることにより、事業所の需要が増加し、工賃が向上すると考えるがどうか。
障がい者活躍・賃 金向上推進室長	就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けては、今年度開設した山形県共同受注センターにおいて発注の掘り起こしを進めているが、今後一層取引を拡大していくためには、積極的な発注をはじめ、連携・協力を促す仕組みが必要と認識している。 県としては、障がい者の工賃向上や事業所の売上向上に協力する企業を、「ふれあいパートナーシップ企業」として登録する取組みを12月に開始した。県ホームページ上で企業名や取組内容などを周知するとともに、共同受注センターの広報紙などで、連携・協力の好事例を紹介するなどにより、企業との連携・協力を
	推進していきたい。
遠藤(寛)委員長	県内における浄化槽管理士の人数はどうか。
水大気環境課長	正確な数は即答できないが、400人ほどである。
遠藤(寛)委員長	浄化槽法の改正により、令和2年度から浄化槽管理士の研修が義務化された が、実施状況はどうか。
水大気環境課長	研修会は近年の浄化槽の機能向上等により、新たな知識・技術を習得する必要があることから実施するものであり、浄化槽管理士は県が指定した研修会を受講する必要がある。初年度の令和2年度は体制が整わず、県が主催したが、3年度以降は、一般社団法人山形県浄化槽工業協会と公益社団法人山形県水質保全協会の2団体が県の指定を受けて実施している。
遠藤(寛)委員長	2団体の研修内容の違いはどうか。
水大気環境課長	両団体とも講師の派遣元は同じでスライド等を利用した講習を行い、講習内容はほぼ同じであるが、片方の団体はテキストを配付しており、その分の受講料が異なっている。
青木委員	医療関係者などの職員の処遇改善が実施されているが、現状では対象から外れる施設や労働者がいることから、医療・介護・保育・福祉などの現場で働く全ての労働者の賃金の更なる引上げを求める意見書を発議してはどうか。 →全員異議なく決定
髙橋(淳)委員	東京電力福島第1原子力発電所におけるALPS処理水の放出については、漁

発 言 者	発 言 要 旨
	業者などから不安の声があることから、風評対策の徹底を求める意見書を発議してはどうか。
渋間副委員長	髙橋委員の意見に賛成である。
渡辺委員	処理水の放出に関しては、様々な懸念や不安の声が聞こえており、放出自体を 行わないことが、最大の風評対策ではないかと考えることから、意見書の発議に は賛成できない。 ⇒意見書を発議しないことを全員異議なく決定
【請願 47 号の審査	 1
青木委員	これまでの執行部の答弁によると、県内における新型コロナワクチンの接種によるアナフィラキシーショックを引き起こした症例は、現在までで、約328万回接種したうち16件、医療機関から副反応として報告されたものは256件であり、接種回数に対して少ないと感じているが、接種するか否かを判断するにあたって、特に子どもを持つ親にとって、副反応の情報は必要な情報であることから、県ホームページだけでなく、県広報等で、幅広く、ありのまま、わかりやすく周知すべきと考える。国においても、今後もワクチン接種を継続する予定であることから、当請願は願意妥当であり、採択すべきである。
髙橋(淳)委員	願意妥当であり、採択すべきである。
渋間副委員長	請願では何も情報発信を行っていないような内容であるが、県ではどのように 情報発信を行っているのか。
コロナ収束総合企画課長	ワクチンについては、医療機関や製造販売業者は、副反応が疑われる症状を把握した場合に独立行政法人医薬品医療機器総合機構を経由して厚生労働大臣に報告することが義務付けられており、その際に、同機構で調査を行い、専門家の意見を付すこととなっている。その後、厚生労働省の厚生科学審議会及び薬事食品衛生審議会でワクチンと副反応の因果関係を評価し、公表する。また、厚生労働省で公表している情報には、件数に加え、どのような症状がどのような時に発症したのかといった事案の詳細が記されるほか、専門家の意見や担当した医師の意見等々も公表されている。報告件数も多数であり、また、個々の情報を県広報に掲載することは難しいことから、県ホームページから審議会における審議の状況を確認できるようにしている。
渋間副委員長	既に公表されていることから、不採択とすべきと考える。 また、一部の方の主張を県広報に掲載するのは相応しくないと考える。
青木委員	インターネットを使えない方はどうするのか。県広報で周知できることもあるのではないか。
コロナ収束総合企画課長	新型コロナワクチンは新しいワクチンであり、厚生労働省では、因果関係が不明な場合であっても幅広に報告させており、死亡事案も含め、ワクチンが原因か

発 言 者	発
	わからないものも積極的に報告されている。こうしたことを踏まえると、件数だけではなく、評価内容も重要となるが、基礎疾患や死亡の状況など個別の情報も併せて公表せざるを得ず、県広報で周知することは難しいと考えている。
伊藤委員	副反応疑いであり、ワクチン接種との因果関係は科学的証拠がないにもかかわらず、件数だけが独り歩きしている状況もあると考える。 また、相談体制の充実が重要と考えるが状況はどうか。
コロナ収束総合企画課長	ワクチン接種に関するコールセンターでしっかりと相談対応を行っている。
伊藤委員	相談体制を充実させることが大切であり、数字だけが独り歩きするような情報 の公開の仕方は避けるべきと考える。
青木委員	コールセンターでしっかりと回答できるのか。
コロナ収束総合企画課長	看護師等が配置されているため、よほど専門的な内容でなければ回答可能であ る。
渡辺委員	明確な因果関係がないのであれば、その点も含めて、できるだけ分かりやすく情報を公表し、効果と副反応のリスクの双方を理解した上で、自らの意思で接種するか否かを判断できるようすることが重要と考える。県では、情報が偏らずに判断できるよう公表の仕方を検討する必要があると考える。 順意妥当であり、採択すべきである。 →挙手採決の結果、不採択に決定